

8. 非核兵器地帯条約

条約名	トラテロルコ条約 (ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約)
署名・発効	署名：67年 2月14日 発効：68年 4月22日 改正：90年 7月 3日 改正：91年 5月10日 改正：92年 8月26日
締約の状況	＜条約の対象・・・域内33ヶ国＞ ＜批准国＞ アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイヴィス、セントビンセント、セントルシア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、キューバ
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約は、西半球（アメリカ合衆国の大陸部分及びその領海を除く）の境界内に適用される。 ＜義務＞ ・締約国領域内における、核兵器の実験、使用、製造、生産、取得、受領、貯蔵、設置、配備及び所有の禁止並びに防止。 ・締約国は、直接的にも間接的にも核兵器の実験、使用、製造、生産、所有及び管理に関与、奨励、許可及び参加することを慎む。 ＜IAEAとの関係、検証制度＞ ・IAEAとの保障措置協定締結義務 ・IAEAによる特別査察の実施 ＜その他＞ ・核兵器の定義 ・平和目的核爆発の容認 ・効力発生要件
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	追加議定書Ⅰ（米国、英国、フランス、オランダ） ・本条約の適用地域に属領を有する全ての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用。 ・IAEAとの保障措置協定締結義務 追加議定書Ⅱ（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、この条約によって設定される非核武装化の状態をその目的及び規定に従い完全に尊重する。 ・核兵器国は、域内において、条約第1条の定める締約国の義務（核兵器の実験、製造、生産及び取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験、製造、生産、管理等を禁止する等）に違反する行動の遂行を助長しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない。
核兵器国等の対応	追加議定書Ⅰ 全て批准済み（米国、英国、フランス、オランダ） 追加議定書Ⅱ 全て批准済み（米国、英国、フランス、ロシア、中国）

条約名	ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）
署名・発効	署名：85年 8月 6日 発効：86年12月11日
締約の状況	<条約の対象・・太平洋諸島フォーラム (PIF) 加盟の16の国と地域> <批准国・地域> オーストラリア、フィジー、サモア、キリバス、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、トンガ、クック諸島、ニウエ*（*は地域） <未署名国> ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、別段の規定がない限り、南太平洋非核地帯内の領域（内水、領海、群島水域、その海底及び地下、陸地並びにその上空）に適用される。 <義務> ・締約国は南太平洋非核地帯内外において核爆発装置の製造、取得、所有及び管理をしない。 ・締約国は自国領域内の核爆発装置の配置及び実験を防止する。 ・締約国は域内海洋へ放射性廃棄物及び他の放射性物質を投棄せず、また、領海内での投棄を防止する。他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない。 <IAEAとの関係、検証制度> ・平和的原子力活動へのIAEA保障措置の適用 ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施。 <他の国際法との関係> ・海洋の自由に関する国際法上の国家の権利又は権利の行使を害しない。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	第1議定書（米国、英国、フランス） ・本条約の適用地域の属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）を適用。 第2議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約及び第1議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第3議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、域内（含む公海）で核爆発装置の実験を行わない。
核兵器国等の対応	第1議定書 英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 第2議定書 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 第3議定書 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。

条約名	ペリンダバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約）
署名・発効	署名：96年 4月11日 発効：09年 7月15日
締約の状況	<条約の対象・・・域内54カ国> <署名国> アンゴラ、中央アフリカ、カーボヴェルデ、コンゴ（共）、ジブチ、コンゴ（民）、エジプト、エリトリア、リベリア、モロッコ、ニジェール、サハラ・アラブ民主共和国（我が国未承認の国）、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ウガンダ（以上署名のみ未批准18カ国） <批准国> アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、リビア、レソト、マダガスカル、マリ、マラウイ、モザンビーク、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、ナミビア、ルワンダ、南ア、セネガル、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ（以上批准済み36カ国） （2012年7月現在）
主な内容	<適用範囲> ・条約の適用範囲は、別段の規定がない限り、アフリカ非核兵器地帯（アフリカ大陸、AU加盟島嶼国、AU決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域、即ち領土、内水、領海、群島水域、それらの海底及び地下、並びに領空）に適用される。 <義務> ・締約国は、域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。 ・締約国は、自国領域内における核爆発装置の配置を禁止する。 ・締約国は、域内外において核爆発装置の実験を行わず、自国領域内での実験を禁止する。 ・締約国は、核爆発装置、同製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用を行う。 ・締約国は、アフリカへの有害廃棄物の輸入を禁止し、域内の放射性廃棄物、その他の放射性物質の投棄の援助・奨励を行わない。 <IAEAとの関係、検証制度> ・締約国は、核爆発装置、製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用の過程に対するIAEA及びアフリカ原子力委員会の査察を受け入れる。 ・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。同協定未締約に対し、平和目的であっても特定核分裂性物質及びその処理、使用、製造のため原料及び資機材の供給の禁止。 ・域内の原子力施設への武力攻撃を行わず、右行為を援助・奨励しない。 <他の国際法との関係> ・本条約は、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利及び権利の行使を害しない。 ・外国船舶、航空機の寄港、外国航空機による領空通過、無害通航、群島航路帯通航、海峡の通過通航の権利に含まれない外国船舶の領海、群島水域の航行に関しては、締約国に許諾の決定権。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	第1議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約及び域内の第3議定書の締約国属領に対し核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第2議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、右行為を援助・奨励しない。 第3議定書（フランス、スペイン） ・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）及びIAEA保障措置の適用を確保する。
核兵器国等の対応	第1議定書 フランス、中国、英国、ロシアは批准済み。 米国は署名のみ。 第2議定書 フランス、中国、英国、ロシアは批准済み。 米国は署名のみ。 第3議定書 フランスは批准済み。スペインは未署名。

条約名	バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約）
署名・発効	署名：95年12月15日 発効：97年 3月27日
締約の状況	＜条約の対象・・・東南アジア諸国10ヵ国＞ ＜批准国＞ ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン ※東ティモールは対象国に入っていない（第1条（a））（同国はASEANにも未加盟）
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約は、締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域に適用される。 ＜義務＞ ・締約国は適用域内外において核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び使用を行わない。 ・締約国は自国領域内において他国の右行為（運搬を除く）を禁止する。 ・締約国は条約適用域内において放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄、排出、処分等を行わず、自国領域内における他国の右行為を禁止する。 ＜IAEAとの関係、検証制度＞ ・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。 ・締約国は、条約履行についての疑義のもたれる状況解明のために、事実調査団の派遣を執行委員会に要請できる。 ＜他の国際法との関係＞ ・公海自由、船舶の無害通航権、群島航路帯通航権・通過通航権等の国連海洋法条約上のすべての国の権利、又は、権利の行使を害せず。 ・外国船舶、航空機の寄港、着陸、外国船舶による無害通航等に該当しない領海及び群島水域内の外国船舶の航行、外国航空機の右水域上空の飛行に関しては締約国に許諾の決定権。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、また東南アジア非核兵器地帯内において、核兵器を使用せず、また使用の威嚇を行わない。
核兵器国等の対応	2009年以降、ASEANと5核兵器国の間で協議が模索され、2011年11月、ASEANと5核兵器国の間で5核兵器国が議定書に加入することを可能にするための協議がいったんは妥結した。しかし、その後も協議は断続的に継続しており、現時点ではいずれの核兵器国も未だ議定書に署名していない。（詳細は第3部第5章第4節（3）参照）

条約名	中央アジア非核兵器地帯条約
署名・発効	署名：06年9月8日 発効：09年3月21日
締約の状況	＜条約の対象・・・域内5カ国＞ ＜批准国＞ カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約の適用範囲は、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンに属する領土、すべての水域（港、湖及び河川）及び領空。 ＜義務＞ ・締約国は、域内外において核兵器又は他の核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。 ・締約国は、自国領域内で核兵器又は他の核爆発装置の製造、取得、配置、貯蔵又は使用を許可しない。 ・締約国は、自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない。 ・締約国は、包括的核実験禁止条約（CTBT）に従い、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施しない。 ・締約国は、核兵器等の開発などに関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境の回復のためのいかなる努力についても支援する。 ＜IAEAとの関係・検証制度＞ ・締約国は、自国の領域内及び管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核物質及び核施設を専ら平和的目的のために使用する。 ・締約国は、IAEAとの間で核兵器の不拡散に関する条約（NPT）に従った保障措置協定及び追加的議定書を締結し、発効させる。 ・締約国は、IAEAとの間で包括的保障措置協定及び追加的議定書を締結していない非核兵器国に対しては、特殊核分裂性物質若しくは原料物質又は特殊核分裂性物質の処理等のために特に設計された資機材を供与しない。 ＜他の国際法との関係＞ ・本条約の趣旨及び目的を損なうことなく、締約国は、主権的権利の行使において、外国船舶及び航空機による港及び飛行場への寄港を含む領空、領土及び領海の通過に関する問題を解決する自由を有する。 ・本条約は、本条約の発効前に締結された他の国際約束の下での締約国の権利及び義務に影響を及ぼさず、締約国は、本条約の主要な原則に従って本条約の趣旨及び目的の効果的な実施のためにすべての必要な措置をとるものとする。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約締約国に対して核兵器又は他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 ・核兵器国は、本条約又は議定書の違反となる行為に寄与しない。
核兵器国等の対応	5核兵器国とも署名済み。米国を除く4核兵器国は批准済み。